

V 学校給食以外での留意点



【食物・食材を扱う授業・活動】

◇微量の摂取・接触により発症する児童生徒は、食べるだけでなく、吸い込む、触れることも発症の原因となるので、個々の児童生徒に応じたきめ細かな配慮が必要である。

- 調理実習 ○牛乳パックの洗浄 ○ソバ打ち体験 ○豆まき ○落花生の栽培
- うどん、パン作り ○みそ作り ○小麦粘土を使った授業など

【運動】食物依存性運動誘発アナフィラキシー



原因食品の摂取と運動の組合せでアナフィラキシー症状を起こすことを食物依存性運動誘発アナフィラキシーといいます。多くの場合、原因となる食品を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など）をすることにより、発症します。

◇運動前4時間以内は原因食品の摂取を避ける。

◇原因食品を食べた場合、以後4時間の運動は避ける。



【宿泊を伴う校外活動】



◇保護者や宿泊先と事前に十分情報を交換する。

◇参加する教職員全員が、どの児童生徒に、どんな食物アレルギーがあるか、知っておく。

◇食事や弁当のおかず、おやつなどを交換しないように指導する。

◇万一の場合を想定し、搬送する医療機関などを事前に調査しておく。

◇万一発症した場合の対応を事前に保護者・本人・主治医・学校医と十分に話し合っておく。